

京都市美術館内カフェ及びミュージアムショップ等

運営事業者募集要項

平成31年1月

京都市美術館

# 京都市美術館内カフェ及びミュージアムショップ等運営事業者募集要項

## 1 事業の概要

本市では、平成25年度、京都市美術館の開館80周年という記念すべき節目を迎えたことを契機に、輝かしい伝統を次代に継承するとともに、50年、100年先を見据えて、引き続き、「世界文化自由都市宣言」の理念を先導し、世界に誇れる美術館を目指すという決意をもって、平成26年3月に「京都市美術館将来構想」を、平成27年3月に「京都市美術館再整備基本計画」を策定しました。

これらに基づき、平成31年度中にリニューアルオープン(平成31年10月竣工)することを予定しており、現在、再整備事業に取り組んでいます。再整備事業については、市民負担をできる限り抑えるためにネーミングライツを導入し、事業の趣旨に賛同された京セラ株式会社の支援を得ており、再整備後の京都市美術館の愛称は「京都市京セラ美術館」となります。

この度、美術館への来館者及び岡崎地域への来訪者の利便性・満足度を高め、地域全体に新たな賑わいを創出するために、本館地下1階部分に新たに設けるカフェ及びミュージアムショップ等のスペースの運営事業者を募集します。

なお、運営事業者の選定に当たっては、提案使用料の価額のみではなく、日本を代表する文化芸術の拠点に相応しい品格を備えた、魅力的かつ柔軟な企画運営の提案を求め、プロポーザル方式により総合的に評価し、運営事業者を選定します。



(リニューアル後の京都市美術館の外観イメージ)

## 2 募集する店舗

美術館本館地下1階新築部分において、区画A：カフェ、区画B：ミュージアムショップ等の出店及び運営を行い、来館者の利便に供する飲食物、グッズ、サービス等を提供する事業者を募集します。

募集及び審査は区画A，Bごとに行いますが，1者で両区画に応募いただくことも可能です。複数区画にご応募いただき，運営手法に工夫が見られると本市が判断した場合は，加点評価します。

なお，いずれの区画も入場無料のエリアに配置するため，展覧会等の観覧をしない方でも店舗の利用が可能となります。

(1) 基本的なコンセプト

京都市美術館は，日本を代表する芸術文化の拠点を目指しています。運営事業者は，単なるテナントとしてではなく，以下の特性を踏まえ，京都市美術館との連携の下，利用者のニーズに対応するとともに，京都市美術館はもとより本市全体の新たな魅力の創出に寄与する，个性的かつ魅力に溢れる商品販売，空間作り，サービスの提供を行うこととします。

ア 本市の特性（文化芸術都市，歴史都市，観光都市，ものづくり都市〈伝統産業から先端産業まで〉，国際交流都市，山紫水明の自然，食文化，精神文化〈おもてなしの精神，もったいないの精神等〉，生活文化〈茶の湯，書等〉，学生のまち 等）

イ 京都市美術館の特性（建築当初の姿を残す大規模公立美術館としては日本最古，「帝冠様式」と呼ばれる和洋折衷の建築，東山を借景にした本館との調和を図った新棟，国内屈指の所蔵数を誇る近代日本画や京都が誇る工芸美術のコレクション，最先端の現代アートやマンガ・アニメ・ファッション等の展覧会が開催可能な新館 等）

ウ 岡崎地域の特性（様々な文化施設に加えて琵琶湖疏水をはじめ美しい庭園群や文化財が集積，年間を通じて様々なイベントが開催される祝祭空間，国内外から年間500万人以上が訪れる国内有数の文化・交流ゾーン 等）

(2) 所在地

京都市左京区岡崎円勝寺町124番地 京都市美術館内

(3) 区画等（別添1（敷地概要・図面等）を参照）

区画A	<p>（使用条件）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ カフェの設置・運営を必須とします。</li><li>・ 飲食可能なスペース（テーブル・イス設置）の確保を必須とします。</li><li>・ 民間事業者ならではの柔軟な発想により，メニューやサービス，什器類等を通じて，京都らしさを発信することを求めます。</li><li>・ 美術館の展覧会・イベント等と連動した運営を求めます（コラボレーションメニューの提供等）。</li><li>・ テイクアウトコーナーの設置や関連商品の販売等，別目的による一部スペースの利用は妨げません。ただし，詳細は本市との協議によります。</li></ul>
-----	--

区画 B	<p>(使用条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ミュージアムショップの設置・運営を必須とします。</li> <li>・ 区画の一部において、本市が制作する京都市美術館オリジナルグッズ等の販売を依頼します。</li> <li>・ 民間事業者ならではの柔軟な発想により、商品やサービス等を通じて、京都らしさを発信することを求めます。</li> <li>・ その他、別業態及び別目的による一部スペースの利用は妨げません。詳細は本市との協議によります。</li> <li>・ 新館において年数回開催する自主企画展の際に、京都市美術館が特設ショップを設置することがあります。その際、区画 B の運営事業者には、特設ショップの運営（スタッフ配置、販売等）をしていただきます。</li> <li>・ 当館展示内容、方針に対応する美術等関連書籍（美術情報誌、美術評論、画集、写真集、展覧会カタログ等）を、時代動向に照らし、幅広く品揃えの上、販売してください。</li> <li>・ 当館、及び当館展示内容に関連するミュージアムグッズ、アーティストグッズ等を国内外から仕入れるとともに、積極的に商品開発を行い、販売してください。</li> <li>・ 上記二項目を店舗の立場で理解可能なキャリアのスタッフを採用してください。</li> </ul>
<p>その他構内地の利用</p> <p>イベントや期間限定サービス等で、その他構内地の利用を提案することも可能とします。ただし、詳細は本市との協議によります。</p>	

(4) 使用料

使用料		使用部分面積
区画 A	7,333,000 円／年（固定額・税込） ＋歩合額	約 251.21 m <sup>2</sup> （うち、厨房 28.68 m <sup>2</sup> 、厨房事務室 12.16 m <sup>2</sup> ）
区画 B	4,023,000 円／年（固定額・税込） ＋歩合額	約 137.83 m <sup>2</sup>
	新館特設ショップ 105,000 円／月（固定額・税込） ＋歩合額	約 40.25 m <sup>2</sup>
その他構内地		2,500 円／m <sup>2</sup> ・月額＋歩合額

※ 歩合額については、ご提案いただいた割合となります。

※ 内装工事着手日から、使用料が発生します。

※ 使用料のうち、固定額については、使用期間の属する年度ごとに前納していただきます。ただし、分割納付を希望する場合は、応募時に申し出てください。

い。

※ 使用料のうち、歩合額については年間の売上確定後に一括納付していただきます。ただし、分割納付を希望する場合は、応募時に申し出てください。

(5) 店舗使用の位置付け

京都市美術館条例に基づく使用許可

(6) 使用期間

内装工事着手日（平成31年11月頃を予定）から10年間とします。なお、それ以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、協議のうえ、使用許可を最高10年間まで更新します。内装工事着手日及び営業開始日は、本市と別途協議していただきます。

(7) 営業時間等

午前9時から午後9時までを基本に、ご提案いただきます。原則として、京都市美術館の開館時間（午前10時から午後6時まで）よりも長く営業していただきます。朝及び夜の営業時間の延長及び休館日の営業も可能です。詳細は、本市と協議により決定します。

(8) 交通

京都市営地下鉄東西線 東山駅 徒歩約10分

市バス「岡崎公園 ロームシアター京都・みやこめっせ前」又は「岡崎公園 美術館・平安神宮前」下車

(9) 応募できない店舗

ア 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の「風俗営業」に該当するもの

イ 社会通念上、公序良俗に反するもの

ウ 施設内の店舗としてふさわしくないもの

エ その他法令に違反しているもの

3 建物及び設備等の条件

(1) 建物構造

別添1（敷地概要・図面等）を参照して下さい。

鉄筋コンクリート造，鉄骨造一部鉄筋コンクリート造，地上2階・地下1階建のうち，地下1階部分

(2) 用途地区

市街化区域・第二種住居地域・15m第2種高度地区・岡崎公園地区特別借景

地域（E地区）・岡崎文化・交流地区地区計画E地区・岡崎文化芸術・交流拠点地区・風致地区第5種地域・近景デザイン保全区域（23）疏水・遠景デザイン保全区域（11）慈照寺，（35）船岡山公園，（38）大文字山からの市街地

### (3) 設備等の条件

#### ア 工事区分

天井・壁・床の仕上げは本体工事で実施（厨房の床は捨て貼り）します。その他に必要な内装及び設備工事における設計・施工・監理・必要な許認可申請（計画の変更を含む）については、運営事業者の責任及び負担により行っていただきます。別添2（京都市美術館アメニティ施設基本工事区分表）に従い、本体工事の工程と調整のうえ、運営事業者による工事をお願いします。

【参考】建築に関する本市所管課と連絡先

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000021005.html>

#### イ 光熱水関係

子メーターを設置し、本市から運営事業者の使用分を請求します。ただし、区画Bの空調の電気代については、共用部分と不可分のため、美術館全体の面積案分したうえで請求します。

なお、計量法に基づき、メーターの有効期限が満期になった場合は、本市が取替えますが、そのための費用は負担していただきます。

##### (ア) 電気設備

別添2（京都市美術館アメニティ施設基本工事区分表）を参照して下さい。

##### (イ) ガス

オール電化を想定しており、ガスは使用できません。

##### (ウ) 給排水

別添2（京都市美術館アメニティ施設基本工事区分表）を参照して下さい。

#### ウ 通信機器

個別契約（本市が指定する供給会社との直接契約）

#### エ セキュリティ

建物全体のセキュリティは本市が契約していますが、監視カメラの増設等エリアとしてセキュリティを追加したい場合は個別契約してください。（本市が指定する供給会社との直接契約）

#### オ トイレ

共用トイレの利用となります。

#### カ ゴミ処理

本市の分別等のルールに従って、各自で処理をお願いします。

### (4) デザイン等の条件

以下の条件を踏まえた提案をしてください。詳細は、運営事業者選定後に本市及び基本設計者・監修者である青木淳・西澤徹夫設計共同体と協議を行い、決定

します。

#### ア デザインコンセプト

本館地下1階新築部分は、広場側から見て既存本館の正面下に位置する、京都市美術館の顔になる立面です。既存本館の意匠に倣い、中央部のエントランスを軸にカフェ・ショップの両翼はシンメトリーな見え方が求められます。

既存本館の、煉瓦タイルと白御影石を基調とした外装、様々な色と模様の大理石が絢爛豪華に使用されている内装と調和させるため、新築部分の内装においては白、京墨をベースに、アクセントとしてはシャンパンゴールドを使用する計画としています。

#### イ 壁面等

新築部分の奥の壁面の見え方は重要な要素となるため、建築の仕上げのまま(石膏ボード+塗装(N-80 明るめのグレー, 5分艶程度))を原則とします。

棚やベンチを設置する場合は新築部分のシンメトリーの性質を阻害しないよう、デザインを含めた検討が必要です。ガラス面への仕上げの追加は不可となります。

#### ウ 什器等

新築部分は既存本館地下のエントランスと連続する細長い空間性を持ち、床壁天井の仕上げとその連続する面は保持すべき要素であるため、什器を中心とした店舗計画としていただきます。

レジカウンターや商品棚用の追加照明は什器対応を原則とします。必要に応じて再整備工事本体と調整を行う可能性があります。

什器の仕上げは素材の質感を活かした計画としてください。

例：木（タモ，チークなど）金属（ステンレス，アルミなど）

#### エ 店名サイン

店名サインは屋内外のファサード、ガラス面付近には設置しません。屋内はカフェ、ショップのシンメトリーな位置に同じ形式のサインを設置することを原則とします。

### 4 応募資格等

(1) 応募できる方は、本要項に定める条件を十分に理解し、提案内容について責任をもって実現できる事業者とします。なお、京都市公契約基本条例の趣旨を踏まえ、本市区域内に本店又は主たる事務所を有する事業者（共同企業体にあつては、構成員の一部でも可）については、選定において配慮します。

(2) 本件は単体事業者に加え、共同企業体の参加も認めるものとします。共同企業体を構成して参加する場合にあつては、次の各号全てに該当することを要件とします。

ア 共同企業体の協定書が、所定の様式（様式5）に基づくものであること。

イ 構成員において決定された代表者が、共同企業体の協定書において明らかで

あること。

ウ 共同企業体を構成する代表者又は構成員が、本件の他の応募者（他の応募者が共同企業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。

(3) 応募事業者，もしくは共同企業体の代表者又は構成員が次の各号に該当する場合は，応募できません。

ア 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という）に登載されている者にあつては，募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において本市により競争入札参加停止の措置を受けた者。

イ 有資格者名簿に登載されていない者にあつては，募集開始日現在において，引き続き1年以上営業等を行っておらず，かつ，納税義務者にあつては，法人税又は所得税，消費税及び地方消費税が未納となっている者（本市に市民税若しくは法人市民税，固定資産税，水道料金及び下水道使用料を納付する義務のある者にあつてはこれらが未納となっている者）。

ウ 応募する個人，法人又はその代表者が契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者

エ 応募する個人，法人の代表者，役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除く。）

オ 応募する個人，法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして，公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者

カ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6箇月以内に手形・小切手を不渡りした者

キ 会社更生法の適用を申請した者で，同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

ク 民事再生法の適用を申請した者で，同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

ケ 応募する個人，法人にあつては役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者である場合

## 5 事前説明会

本件の公募に当たっては，事前説明会を開催します。開催日は「15 スケジュール」をご確認ください。事前説明会の参加には，以下の申込手続が必要となります。なお，本件の応募に際して，事前説明会への参加は必須条件ではありません。

### (1) 申込方法

事前説明会参加申込書（別紙1）を，持参，郵送，FAX又は電子メールにより，



「17 問合せ及び提出先」へ提出してください。

F A X又は電子メールで提出した場合は、送付後、必ず電話で確認してください。  
なお、休館日及び土日・祝日は確認の電話は受付できません。

(2) 場所

京都市勧業館「みやこめっせ」地下1階 大会議室

6 質疑受付

質問書（別紙2）を記入のうえ、持参、郵送、F A X又は電子メールにより、「17 問合せ及び提出先」へ提出してください。受付期間は「15 スケジュール」をご確認ください。

受け付けた質問は、京都市美術館ホームページに回答を掲載します。

F A X又は電子メールで提出した場合は、送付後、必ず電話により確認をしてください。  
なお、休館日及び土日・祝日は確認の電話は受付できません。

7 応募申込及び提出書類

(1) 申込方法

受付期間内に、参加申込書（様式1）を提出してください。申込書受理後、提案に必要な資料等をお渡しします。

その後、受付期間内に提案書類を直接持参又は郵送により、「17 問合せ及び提出先」へ提出してください。

受付期間は「15 スケジュール」をご確認ください。

(2) 提案書類

下記書類を各10部（原本1部、写し9部）提出してください。受付期間を過ぎた場合は、いかなる理由であってもお受けできません。また、本市が認めた場合を除き、提出された提出書類を変更することはできません。

ア 一次審査書類

(ア) 運営企画提案書（様式2）

(イ) 収支計画書（様式任意）

(ウ) 法人等概要（現在営業中の店舗等の概要が分かるパンフレット等（共同企業体の場合は、構成員のものを含む）

(エ) 履歴事項全部証明書（提出日から3箇月以内に発行されたもの）

(オ) 納税証明書（提出日の直前2事業年度の納税に係る証明書）

○ 所得税又は法人市民税、消費税及び地方消費税

○ 市民税若しくは法人市民税又は固定資産税（本市による課税がある場合に限る。）

(カ) 法人にあっては財務諸表（提出日の直前2事業年度の各年度の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書を含むものに限る。）、個人にあっては直前2年

間の確定申告書の写し

(キ) 誓約書（様式 3）

(ク) 暴力団排除措置に係る誓約書（様式 4）

※ 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている方の提出は不要です。

(ケ) 共同企業体での応募にあつては、共同企業体協定書（様式 5）

## 8 一次審査

提案書類により、応募資格の有無を確認します。また、応募者が多数の場合は、評価基準（10 事業者選定参照）に基づき予備審査を行い、二次審査対象者を選定させていただきます場合があります。この場合の二次審査対象者の数は、応募者数及び提案内容を踏まえて決定します。

一次審査通過者には二次審査日時について通知します。

## 9 二次審査（プレゼンテーション審査）

開催時期は「15 スケジュール」をご確認ください。

### (1) 場所

京都市美術館附属棟

### (2) プレゼンテーション・質疑応答

1 者当たり 40 分程度（説明 20 分、質疑応答 20 分）の面接を予定しています。応募件数によって変更がある場合があります。その場合は一次審査結果通知と併せてお知らせします。

## 10 事業者選定

### (1) 選定方法

応募者の提案について以下の評価基準に基づき審査を行い、運営事業者及び次点者を選定します。なお、複数区画の活用の提案があつた場合は、どちらかのみを選定する場合があります。

運営事業者を選定された者が応募要件を満たしていないことが判明した場合や、出店条件の詳細協議の結果、本市と合意に至らなかった場合又は出店を自ら辞退した場合等については、次点者を運営事業者として選定し、出店条件の詳細協議を行います。

### (2) 評価基準

事業プラン評価（80 点満点）に提案使用料評価（20 点満点）を加えた合計点（100 点満点）を算出して順位を決定します。

ア 事業プラン評価（80 点満点）

評価項目	評価の視点	配点 (5段階評価)
経営状況等	経営状況の健全性，経営の実績，応募者（共同企業体の場合は構成員を含む）が本市区域内に本店又は主たる事務所を有するか	15点
事業性	プランの概要，店舗の運営方針，店内イメージ	10点
	経営の見通し，ターゲットやニーズの把握	10点
	サービスの質，人材育成計画，多言語対応	10点
	独自の創意工夫（営業時間，複数区画の活用，構内地の活用等）	15点
京都市美術館にふさわしい 独創性	事業プランに京都市美術館の魅力がどのように活かされているか。 (例) オリジナル商品やコラボメニューの販売，京都市美術館の事業との連携企画	20点

イ 提案使用料評価（20点満点）

歩合	提案額（年額）	配点
	年間売上の0%以上 1%未満	0点
年間売上の1%以上 3%未満	2点	
年間売上の3%以上 5%未満	4点	
年間売上の5%以上 7%未満	6点	
年間売上の7%以上 9%未満	8点	
年間売上の9%以上 11%未満	10点	
年間売上の11%以上 13%未満	12点	
年間売上の13%以上 15%未満	14点	
年間売上の15%以上 17%未満	16点	
年間売上の17%以上 19%未満	18点	
年間売上の19%以上	20点	

(3) 審査委員

審査員5名により審査を行います。審査員全員の評価点の合計により，運営事業者を決定します。なお，審査の選定手続の透明性，公正性及び適正性を高めるため，外部有識者から別途意見を聴取します。

【審査委員】（5名）

文化芸術政策監

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課長

文化市民局美術館副館長

文化市民局美術館総務課長

文化市民局美術館総務課担当課長

#### (4) 運営事業者の決定

選定結果は、二次審査実施後、すべての提案者へ郵送により通知します。審査の結果、ふさわしい提案がなかった場合は、運営事業者の決定がない場合があります。

### 11 審査後の手続

京都市及び京都市美術館再整備事業の基本設計者・監修者である青木淳・西澤徹夫設計共同体の確認を経て、事業プランを決定します。その後、京都市美術館条例及び同施行規則に基づき、申請書を提出していただきます。

使用許可書発行後、内装工事に着手していただきます。

なお、次の場合には、運営事業者としての決定を取り消しますのでご注意ください。

- (1) 正当な理由がなく、指定する期日までに使用許可申請の手続きに応じない場合
- (2) 運営事業者が、資金状況の変化等により店舗の運営ができない状態と本市が判断した場合
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等を行った場合

### 12 店舗設置費用

内装工事・設備工事（機器や什器の設置を含む）等に係る一切の費用（退去時の撤去費を含む）は運営事業者負担とします（ただし、退去後の次の運営事業者が内装・設備工事の譲渡を希望する場合は、この限りではありません）。

店舗用の看板がある場合は、原則として設置、取替え、運営及び必要な許認可申請等は、運営事業者の責任及び負担により行っていただきます。

### 13 特記事項

- (1) 営業に関して必要な許認可については、運営事業者の責任において取得してください。また、店舗の運営開始までにその写しを本市に提出していただきます。
- (2) タバコ類は販売できません。酒類については、店舗内での提供のみとします。また、本市が好ましくないと判断した物品については、販売を禁止する場合があります。
- (3) 従業するスタッフの更衣室・休憩室等のバックヤードは、京都市美術館のスタッフのスペースを利用いただけます。
- (4) 資材や販売品等の搬入や廃棄物の搬出の時間帯や経路等については、本市の指

示に従ってください。

- (5) 使用料等を滞納した場合や施設内の秩序を乱す行為があった場合、退去していただくことがあります。
- (6) 運営事業者は、本市の承認なしに使用に係る権利の全部又は一部について、第三者に譲渡、転貸、又は担保の用に供する等の処分をすることはできません。
- (7) 本市は公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問合せには一切応じられません。
- (8) 本件に応募し、運営事業者に選定された場合であっても、各種届出・申請等で許可が得られない場合は、出店できない場合があります。
- (9) 運営事業者が、次のいずれかに該当したときは使用許可を取り消すことがあります。なお、この場合、本市に損害が生じたときは、運営事業者はその損害を賠償しなければなりません。
  - ア 使用許可条件に違反したとき
  - イ 本市の数度に及ぶ是正指示に従わないとき
  - ウ 運営事業者の財産状態が悪化し、又は悪化する恐れがあるという相当の事由があるとき
- (10) 運営事業者は、使用期間が満了した場合又は使用許可を取り消された場合には、本市が指定する期日までに自己の負担で原状回復し、返還していただきます。
- (11) 本要項について疑義が生じた場合は、本市の解釈によります。

#### 14 応募に関する留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募者負担とします。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出された全ての書類等は返却できません。
- (4) 提出期限以降における全ての提出書類の差替え及び再提出は、一切受け付けません。
- (5) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

- (6) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、個人情報・法人の営業に関する事項等を除き、原則公開となります。

## 15 スケジュール

内 容	日 程
公募開始	平成31年1月21日(月)
事前説明会参加受付期間	1月21日(月)～1月28日(月)※
事前説明会	1月29日(火)午後2時
参加申込み・質疑受付期間	1月21日(月)～1月31日(木)※
質疑回答	2月7日(木)頃
提案書類受付期間	2月13日(水)～3月12日(火)※
一次審査(書類)	3月中旬
二次審査(プレゼンテーション)	3月下旬(予定)
二次審査結果通知	3月下旬(予定)
運営事業候補者の決定	3月中(予定)
運営事業者との企画会議	4月以降, 随時開催
本體工事(京都市)	～10月下旬(予定)
使用許可申請手続き	9月中(予定)
使用許可書発行	10月中(予定)
店舗内装工事(運営事業者)	11月～(予定)
店舗オープン	平成31年度中(予定)

※ 最終日は午後5時まで受付。郵送の場合は、簡易書留で、最終日必着

## 16 京都市美術館(リニューアルオープン後)の概要

### (1) 開館時間・休館日

開館時間	午前10時～午後6時(入館は午後5時30分まで)
休館日	毎週月曜日(祝日の場合は翌日), 年末年始(12月28日～1月2日)

※ 繁忙期は、休館日であっても臨時開館する場合があります。その際は、カフェ及びミュージアムショップ等も営業していただきます。

※ イベント開催時などは、開館時間を延長する場合があります。

### (2) 入館料

#### ア 常設展

区分	市内	市外	団体(20名以上)
----	----	----	-----------

一般 ※	500円	700円	600円
小学校の児童及び中学校 又は高等学校等の生徒	300円		200円
小学生未満	無料	無料	無料

※ 本市在住又は本市の区域内にある学校に在学する小学生・中学生・高等学校等の生徒並びに本市在住の70歳以上の方は無料

※ 京都市内の大学生の観覧料は100円

イ 自主企画展・共催展等

展覧会によって、本市が設定します。

(3) 来館者数等

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
総数（人）	905,437	656,154	1,402,958	1,177,797
開館日数（日）	316	315	318	313
主催展開催日数	172	112	66	59
共催展開催日数	188	206	398	260
貸館会場使用日数	279	289	301	294

※ 利用者動向（来館者アンケート調査（平成25年3月）より）

利用者の約7割を女性が占める。年齢傾向は、50歳代が最も多く、次いで、20歳代、40歳代、60歳代となる。また、居住地区としては、京都市内の方が3割弱で最も多く、大阪府や兵庫県からの来館者も多い傾向にある。

17 問合せ及び提出先

〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町124番地

京都市文化市民局美術館総務課（葉山，藤田）

TEL：075-771-4107

FAX：075-761-0444

メール：bijutsukan@city.kyoto.lg.jp